

黒谷で館跡を確認

町教委が埋蔵文化財調査

耕作地のほ場整備計画がある黒谷と上福井の埋蔵文化財調査が平成20年7月から10月までおこなわれ、黒谷では館跡が確認されました。調査に携わった町教育委員会の渡部賢史学芸員に調査の概要について報告してもらいました。また、小林七十苅でおこなわれた遺跡調査についても報告してもらいました。

調査の概要

朝日地区センターの西側の黒

谷字館・井戸尻地区と上福井字仲田・三日町地区のは場整備計画があり、その付近に遺跡があることから、平成20年7月末より調査を実施しました。上福井

地区は荒井館跡（上福井は昔、荒井村という名称であった）、黒谷地区には黒谷館跡があつたと古文書などから言わせていました。

館跡とは、貴族や官人などが住んでいた場所または、丘陵などを利用して作った砦という意

味があります（館＝たて、たち、やかた、とも読むことができます）。

上福井地区では、遺構（柱などの跡）や遺物（土器など）は発見できませんでした。調査を実施した場所は、地面を掘つたところ大量の石や砂利が出てきて、伊南川の氾濫源だったと考えられます。現在の伊南川は、河川の流れがかなり変わっていると考えられます。

古文書に残る 荒井館跡と黒谷館跡

荒井館跡は新編会津風土記（1809年に会津藩が編纂した古文書）にこう記述されています。

「上荒井村館跡」一ハ勝藏山ニアリ、二町四方計土居ノ形整備に係る調査を実施したところ、23トレンチ（トレンチ＝試掘穴）から、館跡に伴うと考えられる堀跡を確認しました。堀

跡の幅は推定360cm、現在の耕作土から深さ150cmで、かなり大きめの堀跡でした。

また、堀跡を発見したことに

黒谷館跡に住んでいたとされる山内兵庫について

山内兵庫という人物についての新編会津風土記を調べると、山内兵庫という人物についての新編会津風土記を調べると、

山内兵庫という人物についての新編会津風土記を調べると、

発掘調査から推測できる 黒谷館跡

23トレンチから堀跡、地区センター前のゲートボール場からの痕跡を見ると、建物跡がいくつもの時期にわたって建てられていたことが考えられます。また、出土した土器などの中に、

南北三十間共ニ何人ノ住セシコトヲ知ス」となっています。一つは勝藏山山内兵庫某ト云者此村ニ住セシ時、祈願ノタメ建立セシト云」と記されており、年代は不明ですが、院ノ末寺ナリ、何頃ニカ山内兵庫某ト云者此村ニ住セシ時、祈願ノタメ建立セシト云」と記されており、年代は不明ですが、

青磁（中国からの輸入した器）が出土したことや寺を祈願のために建立していることから、権力を持った人物が住んでいたことがわかります。黒谷村の館といふ字名の場所は代々村の地頭や村主が住んでいた場所と考えられます。

最後に、時代についてですが、



渡部賢史学芸員



朝日地区センター前全景



出土した青磁片



出土したかわらけ(素焼きの皿)



出土した宋銭、祥符元寶

出土した土器から推測すると14世紀前半（15世紀前半（1301～1450年）の遺跡であると考えられます。塔寺異本長帳と呼ばれる古文書には、「大永四年（1524）七月の条同21日山内俊清臣黒谷村 山内兵庫介 父子三人討死 某叛ヲ企ニ横田・高根沢押寄テ誅ス、ココニ至リ子孫断絶」と記されており、1524年に山内兵庫が謀反を起こし、子孫断絶とあることから、館跡の廃絶が推測されます。土器年代とは約100年近くのズレが生じています。

、山内兵庫介父子三人討死某叛ヲ企ニ横田・高根沢押寄テ誅ス、ココニ至リ子孫断絶」と記されており、1524年に山内兵庫が謀反を起こし、子孫断絶とあることから、館跡の廃絶が推測されます。土器年代とは約100年近くのズレが生じています。

ます。

今回の発見された土器などは、記録に残っている山内兵庫以前の人物が使用していたものの可能性が高いです。また、黒谷村の歴史は今から500年以上前にからあることがわかり、地主が住んでいるということはそれなりの黒谷地区の村が古来より形成されていたと考えられます。

七十苅遺跡の調査

11月、小林区七十苅遺跡の隣接地区の河川改修工事のため南会津建設事務所から町教育委員会に遺跡調査の依頼がありました。

七十苅遺跡は、弥生土器が出士した遺跡として只見町史に記載されています。発見された土器には、糞殻の跡が残っておりその土器の時代には只見町でも稻作が行われていたことがわかります。

発掘調査を実施したところ1トレント～3トレントより弥生土器を発見しました。土器がまとめて出てきているところがあり、1個ないし2個の土器になると思われます。残念ながら今回の調査では、弥生時代の住居跡などの確認はされませんでしたが、小林区の七十苅に弥生時代（約2500年前）に人が住んでいたことは確実であろう。

埋蔵文化財をなぜ調査するのか

一度破壊されてしまつたら永遠になくなってしまうことから、文化財保護法という法律で開発が伴う場所に埋蔵文化財があつた場合や、隣接地区を開発する場合は、必ず調査を実施しなくてはならないことが決まっています。



七十苅遺跡土器・石器出土状況